

大津市スポーツ推進に関する財務事務の執行について

大津市スポーツ施設のコスト情報の庁内共有と施設マネジメントについて（全般意見 4）（本報告書 38 頁）

1. 事案の概要

市は、平成 30 年 12 月に公表した大津市公共施設白書の中で、行政改革推進課が公共施設にかかるコストの状況において施設全体のコスト（維持管理費・事業運営費）情報を取りまとめている。公共施設マネジメントの取組のため、将来コスト推計にかかる基礎資料として各課に照会し取りまとめている内部資料であり、施設別の物件費と人件費、収入を集計している。

今回の監査でスポーツ施設全体の維持管理コストを試算したところ、市によれば、おおむね 7 億円強の経費を要しているが、行政改革推進課が取りまとめたコストは施設に直接支出される物件費と人件費は含まれているものの、減価償却費や施設を企画及び管理する間接的な人件費などは含まれておらず、フルコストを計上しているわけではない。

2. 監査の結果及び意見

スポーツ施設を運営するコストについては、施設の整備に関する投資的経費から維持管理経費、そして閉鎖する際の経費までのフルコスト（ライフサイクルコスト）を可能な限り正確に把握することが求められる。それでない、次の更新投資や大規模修繕工事を行う事業などの積算の際に、トータルコストを把握しないまま計算することにより事業に支障をきたすリスクが生じるからである。

市は、行政改革プランにおける取組など現在進めている公共施設マネジメントへの対応を踏まえて、少なくとも施設に係るフルコスト（ライフサイクルコスト）を算定し、スポーツ施設別の収支状況を適切に把握する必要がある。また、こうしたフルコスト（ライフサイクルコスト）情報は、庁内で広く情報共有するとともに、これらの情報を所管課が積極的に活用して長寿命化計画を含む公共施設マネジメントに十分活用できる方法を検討されたい。併せて、施設使用料設定における原価の算定においても減価償却費等も含めたフルコストを基礎に、施設使用料設定の範囲の検討に活用することを検討されたい。

講じた措置の内容【取組中・検討中】

大津市行政改革プランの取組項目として、新地方公会計制度における国が要請する「統一的な基準」に基づく財務諸表の活用に向けて取り組んでいます。

公共施設マネジメントへの活用については、令和 4 年度から総務省及び地方公共団体金融機構による「経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザーの派遣を受け、令和 9 年度に予定している大津市公共施設総合管理計画改訂時に公会計情報を活用することを目指し、検討を進めています。

検討において、施設毎の減価償却費を含めた情報の把握、整理した情報の庁内共有は課題と捉えています。

施設使用料の見直しは「施設使用料設定基準（平成 23 年 3 月策定）」により実施しており、当該基準の策定に当たっては算定方法や原価の考え方を含め、附属機関である「行政改革推進委員会」に諮問の上、決定したものです。現在、減価償却費等に係る費用は市民全体の財産であるという考え方により原価に含めないこととしていますが、今後、行政改革推進委員会における意見を踏まえた上で原価の範囲を検討します。

（行政改革推進課）